

# 会 則

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、日本語学校進路指導研究会(略称：日進研)という。(以下本会と称する)  
(事務局)

第2条 本会は事務局を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は日本語教育機関（日本語学校等）における留学生の進路（進学・就職）指導に関する諸問題について研究調査、発表を行い、進路指導の充実、発展と留学生サービスに寄与する事を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 進路指導に関する研究会、講演会等の開催。
2. 進路指導に関する研究、調査、進路情報の交換及び資料の作成。
3. 研究紀要の発行
4. 関係各種機関（諸官庁、経済諸団体、企業、大学、大学院、短期大学、専修学校など）との連携。
5. その他、前条の目的達成に必要な事項。

## 第3章 会 員

(種別及び会員)

第5条 本会の会員及び会費は次の通りとする。

1. 法人会員 日本語教育機関（日本語学校等）、および、本会の目的に賛同する、学校法人、企業、団体とする。  
法人会員の会費は1法人あたり、年毎5,000円とする。
2. 個人会員 上記第1項に勤務する個人、または、日本語教育に3年以上携わっている者とする。  
個人会員の会費は1人あたり、年毎2,000円とする。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、そのものが前条各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金、会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

## 第4章 役員

(種別および定数)

第7条 本会の運営のために次の役員を置く。

(1) 幹事 10名以内

(2) 監査役 2名以内

2. 幹事のうち、1名を会長 2名を副会長、1名を事務局長とする。

3. 上記以外に会長が幹事会の同意のもとで、顧問若干名を適任者に委嘱することができる。

(選任)

第8条 幹事、監査役は総会において正会員の中から選出する。

2. 会長、副会長、事務局長は幹事の互選とする。

(職務)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3. 幹事は幹事会を構成し、この会則の定めおよび幹事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

4. 事務局長は会長及び副会長を補佐し、幹事会の議決に基づき、日常の業務に従事し、総会の議決した事項を処理する。

5. 監査役は、本会の会計を監査する。

6. 顧問は、必要に応じて本会の諮問に助言を与える。但し議決権を有しない。

(任期)

第10条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。

## 第5章 事務局

第11条 本会の事務を円滑に処理するため、事務局を置く。

2 事務局業務は、東京都千代田区麴町3丁目1-1 株式会社昭栄広報に付託する。

## 第6章 会議

(総会)

第12条 本会の総会は通常総会および臨時総会とする。総会は正会員をもって構成する。

2. 総会は年1回会長が招集する。

3. 臨時総会は必要に応じ招集する。

4. 総会は議長が議長となる。

5. 総会の議決は出席者の過半数をもって成立する。

6. 総会は次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任
- (2) 予算、決算の承認
- (3) 会則の改正
- (4) その他、総会で審議することを相当と認めた事項

(幹事会)

第13条 幹事会は幹事をもって構成する

2. 幹事会は、会長が招集する
3. 幹事会の議長は会長が務める
4. 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第14条 本会の資産は次に掲げるものをもって構成する

- (1) 会費
- (2) 賛助金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第15条 本会の資産は会長が管理する

(事業計画)

第16条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第17条 本会の事業報告、収支決算書等の書類は会長が作成し、監査役の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 雑則

(細則)

第19条 この会則の施行について必要な細則は、幹事会の議を経て、会長が定める。